**○厚生労働省令第六十一号**

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百三十一号）の施行に伴い、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月三十日

厚生労働大臣　根本　匠

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第五条の二の二**　令第三条第一項第一号ロ(2)の厚生労働省令で定める人口一人当たりの件数は、千分の一件とする。 | **第五条の二の二**　令第三条第一項第二号ロの厚生労働省令で定める人口一人当たりの件数は、千分の一件とする。 |

**附　則**

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**○農林水産省令第三十三号**

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第十一号）及び関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成三十一年政令第百三十三号）の施行に伴い、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月三十日

農林水産大臣　吉川　貴盛

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （輸入加糖調製品の買入れの価格の算出）<br>**第十七条の二**　法第十八条の四第一号の農林水産省令で定める輸入加糖調製品の種類の区分は、次に掲げるとおりとし、同号の規定により加糖調製品糖平均輸入価格（法第十八条の三第一項の加糖調製品糖の平均輸入価格をいう。以下同じ。）に加糖調製品糖含有率（同号の加糖調製品糖含有率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に加減すべき額の算出は、当該加糖調製品糖平均輸入価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額に当該種類の区分に応じて農林水産大臣が定めて告示する係数を乗じて得た額（当該輸入加糖調製品の仕入書その他の輸入取引に係る資料により計算される当該輸入加糖調製品の輸入港本船渡しによる価格が当該種類の区分に応じて農林水産大臣が定めて告示する価格を超えるときは、当該加糖調製品糖平均輸入価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額に付録第五の算式によつて算出される係数を乗じて得た額）から当該加糖調製品糖平均輸入価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額を控除してするものとする。<br>一～八　（略）<br>九　関税暫定措置法別表第一第二〇〇八・九九号の二の㈠のBの(c)のロに掲げるもの<br>十～十九　（略） | （輸入加糖調製品の買入れの価格の算出）<br>**第十七条の二**　法第十八条の四第一号の農林水産省令で定める輸入加糖調製品の種類の区分は、次に掲げるとおりとし、同号の規定により加糖調製品糖平均輸入価格（法第十八条の三第一項の加糖調製品糖の平均輸入価格をいう。以下同じ。）に加糖調製品糖含有率（同号の加糖調製品糖含有率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に加減すべき額の算出は、当該加糖調製品糖平均輸入価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額に当該種類の区分に応じて農林水産大臣が定めて告示する係数を乗じて得た額（当該輸入加糖調製品の仕入書その他の輸入取引に係る資料により計算される当該輸入加糖調製品の輸入港本船渡しによる価格が当該種類の区分に応じて農林水産大臣が定めて告示する価格を超えるときは、当該加糖調製品糖平均輸入価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額に付録第五の算式によつて算出される係数を乗じて得た額）から当該加糖調製品糖平均輸入価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額を控除してするものとする。<br>一～八　（略）<br>（新設）<br>九～十八　（略） |

**附　則**

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。